新型コロナ　4月１日以降の臨時的な取り扱い（概要）

新型コロナの臨時的な取り扱いについて、2024 年 4 月 1 日以降に変更となる点の概要をお知らせします。**当該ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。**

【3 月 31 日で終了となる取り扱い】

（１）治療薬・入院料に係る公費負担医療の取り扱いが終了

（２）発熱患者対応の特例点数・新型コロナ罹患患者の入院の特例点数が、全て廃止

～3月31日まで算定可能		6月1日～要件等を満たせば算定可能
外来対応医療機関が算定していた特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）147点	⇒	初・再診料、医学管理等の通則の外来感染対策向上加算（要届出）の発熱患者等対応加算20点
往診・訪問診療時の看護配置加算（特例）50点	⇒	在宅医療の通則の外来感染対策向上加算（要届出）の発熱患者等対応加算20点
（入院）救急医療管理加算（特例）	⇒	A209 特定感染症入院医療管理加算
（入院）二類感染症患者療養環境特別加算（特例）	⇒	A220-2 特定感染症患者療養環境特別加算

※4 月 1 日～5 月 31 日までの間は、新型コロナ患者を診療した際に算定できる特例的な点数はありません。（3 月 22 日時点）

【5 月 31 日で終了となる取り扱い】

（１）検査に係る特例

小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者	検査料、免疫学的検査判断料、微生物学的検査判断料を別に算定可能
DPC算定患者、療養病棟入院基本料、地域包括ケア病棟入院料等、検査を包括する病棟や介護医療院等	

（２）薬剤料に係る特例

小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者	COVID-19の抗ウイルス剤を処方した場合は薬剤料を別に算定可能

※DPC 算定患者、療養病棟入院基本料、地域包括ケア病棟入院料等、投薬・注射を包括する病棟や介護医療院、介護老人保健施設については当面の間は薬剤料を別に算定可能。

（３）施設基準に係る特例

入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員の数及び比率等」に 1 割以上の変動があった場合の取り扱いについて、5 月 31 日まで延長される。

出典：令和 6 年 3 月 5 日付け厚労省事務連絡「令和 6 年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」

佐賀県保険医協会
TEL：0952-29-1933　FAX：0952-23-5218
MAIL：hoken-i@star.saganet.ne.jp
HP：http://saga-doc.jp/